

大分県報

平成二十年
号外 (三三)
四月一日

(火曜日)

目次

規則

大分県行政組織規則の一部改正	一
公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正	五
大分県国民宿舍等利用規則の一部改正	五
技能労務職員の給与及び旅費に関する規則等の一部改正	六
大分県立工科短期大学校管理規則の一部改正	八
大分県漁業調整規則の一部改正	八

規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年四月一日

大分県規則第三十四号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則(昭和三十一年大分県規則第十号)の一部を次のように改正する。
目次中「県民保健福祉センター」を「保健所」に、「第七節 保健所(第六十四条―第六十四条の三)」を「第七節 削除」に改める。

第三条第一項の表の企画振興部の項中「水サミット推進班」を削り、「旧町村部対策班、地域振興班」を「計画調整班、旧町村部・地域振興班」に改め、同表の福祉保健部の項及び生活環境部の項中「経理・厚生班」を削り、同表の商工労働部の項中「貿易振興班」を削り、

平成二十年四月一日

企業立地推進課

を

企業立地推進課

企業誘致班、立地基盤整備班に、「人材育成推進班、雇用対策班」

を「雇用・人材育成班、就業支援班」に改め、同表の農林水産部の項中「構造改善班」の下に「企業参入支援班」を加え、「企画生産班」を「企画調査班、生産振興班」に改め、同表の土木建築部の項中「管理班、企画調査班、河川整備班」を「管理・水資源対策班、企画調査班、河川整備班」に改め、同条第二項の表の健康対策課の項中「医療・老人保健班」を「保健医療指導班」に改め、同表の森林保全課の項の次に次のように加える。

土木建築企画課 公共工事入札管理室

第三条第二項の表中河川課の項を削る。
第四条第六項の表の給与厚生監の項の次に次のように加える。

財政企画監

財政課

上司の命を受け、財政改革に関する事務を処理する。

第四条第六項の表の旧町村部対策監の項の次に次のように加える。

地域医療対策監

医務課

上司の命を受け、医師確保等地域医療対策に関する事務を処理する。

第六条の二中第十五号を第十六号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 県政相談案内コーナーの運営に関する事

第七条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条第十一号中「職員の身上相談」を「職員相談」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十五号中「県職員住宅」を「職員住宅」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十六号を第十五号とする。
第十二条中第十七号を第十八号とし、第十号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。
十 広域的域域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)に関

大分県報号外(規則)

一

すること（地域自立・活性化交付金に係る事項を除く。）

第十七条第八号を削り、同条第七号中「観光施策の総合企画」を「観光振興の総合企画及び連絡調整」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を削り、同条第四号中「こと」の下に「（地域再生基盤強化交付金に係る事項を除く。）」を加え、同号を同条第六号とし、同条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 小規模集落対策の総合企画及び連絡調整に関する事

三 ふるさととおおいた応援寄附制度の総合的な推進に関する事

第十七条中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号から第十五号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十六号中「整備」の下に「及び連絡調整」を加え、同号を同条第十四号とし、同条中第十七号を削り、第十八号を第十五号とし、同条第十九号中「観光交流及び総合保養地域」を「（他の課室の所掌に係る事項を除く。）及び観光振興」に改め、同号を同条第十六号とする。

第十八条第十号中「県民保健福祉センター、」を削る。

第十九条第七号中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同条第二十一号中「地域保健医療計画」を「医療計画」に改め、同条に次の一号を加える。

二十三 業務室の庶務に関する事

第二十条第二号中「衛生」を「健康」に改め、同条第十四号中「母子衛生及び肢体不自由児等の保健」を「母子保健」に改め、同条第二十三号を次のように改める。

二十三 肝炎医療費助成事務に関する事

第二十条中第二十四号を第二十六号とし、第二十三号の次に次の二号を加える。

二十四 肝炎の医療、相談に関する事

二十五 国保医療室の庶務に関する事

第二十二号中第二十五号を第二十六号とし、第十五号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）に関する事

第二十三号中第二十九号を第三十号とし、第二十六号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 大分県飲酒運転根絶に関する条例（平成十九年大分県条例第三十六号）の施行に関する事

第二十四条中第二十号を第二十一号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百十七号）の施行に関する事務のうち、中小企業支援計画に関する事

第二十四条の二中第三号を削り、同条第四号中「（昭和三十八年法律第四百十七号）」を削り、同号を同条第三号とし、同条中第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の施行に関する事

第二十五条の二中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関する事

第三十一条中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 農業分野への企業参入に関する事

第三十二条中第三号を削り、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 農林水産物のブランド化に関する事

第三十二条第四号中「（集落・水田対策室の所掌に係る事項を除く。）」を削り、同条中第十五号を第十六号とし、同条第十四号中「農業用廃資材の適正処理」を「農業用生産資材」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同条第十号中「農業の機械化」を「植物防疫及び農産物」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号を削り、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 農林水産物の消費宣伝及び販路開拓に関する事

六 地産地消の推進に関する事

第三十四条中第十四号を第十五号とし、第二号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 演習場周辺障害防止対策事業の企画調整に関する事

第三十四条の二第九号中「こと」の下に「（農村整備計画課の所掌に係る事項を除く。）」を加える。

第三十九条第十三号中「建設政策課」を「公共工事入札管理室、建設政策課」に改める。
第三十九条の二中第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の施行に関する事務のうち、地域自立・活性化交付金に関する事

十二 地域再生法の施行に関する事務のうち、地域再生基盤強化交付金に関する事
第四十一条第十号を削り、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 水資源の開発及び広域利水の調整に関する事

九 国、独立行政法人水資源機構が実施する大規模ダム建設に必要な事項の調査、計画の策定及び連絡調整に関する事

第四十四条の九の二第五号中「老人保健法の施行に関する事務のうち、医療」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律八十号）の施行」に改める。

第四十四条の十一第三号中「中小企業支援計画」を「中小企業者の経営方法に関する経営診断及び助言」に改め、同条第十号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

第四十四条の十七第三号中「品目横断的経営安定対策」を「水田経営所得安定対策」に改め、同条中第八号を削る。

第四十四条の二十二の二第六号中「県有林及び県行造林」を「県営林」に改め、同条第八号中「社団法人大分県林業公社及び」を削る。

第四十四条の二十五を削り、第四十四条の二十四を第四十四条の二十五とし、第四十四条の二十三を第四十四条の二十四とし、第四十四条の二十二の次に次の一条を加える。

（公共工事入札管理室の分掌事務）
第四十四条の二十三 公共工事入札管理室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公共工事の入札契約制度に関する事

二 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）に関する事
第四十六条第五号中「証紙等の受払」を「証紙の受払等」に改め、同条第十二号中「及び県共同庁舎」を「、県共同庁舎及び大分総合庁舎」に改める。

第四十六条の二第五号中「契約方式の見直し及び指導」を「契約事務に係る指導及び助言」に改める。

第四十七条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十一条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 主任研究員（総括）は、上司の命を受け、それぞれ専門の事項の研究を調整し、指導し、又はこれを独立して行うとともに、担当の分掌事務を総括・調整する。

第五十二条の見出し及び同条の表のフラッグショップ企画推進監の項中「フラッグショップ企画監」を「フラッグショップ企画推進監」に改め、同表の婦人相談専門員の項を削り、同表の主任医師及び専門歯科医の項中「県民保健福祉センター」を削る。

第五十三条の二中第十七号を削り、第十六号を第十七号とし、同条第十五号中「市町村消防」を「消防及び防災対策」に改め、同条第十六号とし、同条第十四号中「大分県青少年対策本部地方支部」を「青少年の健全育成」に改め、同条第十五号とし、同条第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 小規模集落対策に関する事

第五十三条の四第一項の表の大分県南部振興局の項中

総務地域振興部	総務班、地域振興班	を	総務部	総務班
			地域振興部	地域振興班

に改める。

第五十三条の六の表の大分県東部振興局の項中「別府県民保健福祉センター、国東保健所」を「東部保健所」に改め、同表の大分県中部振興局の項中「別府県民保健福祉センター、臼杵保健所」を「中部保健所」に改め、同表の大分県南部振興局の項中「佐伯県民保健福祉センター」を「南部保健所」に改め、同表の大分県豊肥振興局の項中「竹田県民保健福祉センター」を「豊後大野県民保健福祉センター、竹田保健所」を「豊後大野県民保健福祉センター」に改め、大分県西部振興局の項中「日田玖珠県民保健福祉センター」を「西部保健所」に改め、大分県北部振興局の項中「宇佐豊後高田県民保健福祉センター、中津保健所」を「北部保健所」に改める。

第三章第六節の節名を次のように改める。

第六節 保健所

第六十三条中「県民保健福祉センター」は、福祉、保健、医療及び衛生」を「保健所は、保健、医療、衛生及び福祉」に改め、同条第十三号中「福祉、保健、医療及び衛生」を「保健、医療、衛生及び福祉」に改める。

第六十三条の二及び第六十三条の三を次のように改める。

第六十三条の二 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

	所管区域
--	------

名称	位置	保健、医療及び衛生に関する事務	福祉に関する事務
北部保健所	中津市	中津市、豊後高田市、宇佐市	
西部保健所	日田市	玖珠郡、日田市	
豊肥保健所	豊後大野市	竹田市、豊後大野市	
南部保健所	佐伯市	佐伯市	
中部保健所	臼杵市	臼杵市、津久見市、由布市	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
東部保健所	別府市	東国東郡、速見郡、別府市、杵築市、国東市	

2 保健所に社会福祉法第十四条第一項の規定により福祉に関する事務所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
東部保健所地域福祉室	速見郡日出町	東国東郡、速見郡
西部保健所地域福祉室	玖珠郡玖珠町	玖珠郡

3 前項の規定に掲げる福祉に関する事務所は、前条の規定による事務のほか、次の事務を処理する。

- 一 母子及び寡婦福祉法の施行に関すること
- 二 戦傷病者特別援護法の施行に関すること
- 三 特別障害者手当の支給に関すること

4 保健所に地域保健法第十二条の規定により保健所支所を置き、その名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
東部保健所国東保健部	国東市	東国東郡、国東市
中部保健所由布保健部	由布市	由布市
北部保健所豊後高田保健部	豊後高田市	豊後高田市

（内部組織）
第六十三条の三 次の表の上欄に掲げる保健所にそれぞれ中欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる班及び担当を置く。

保健所名	課又は室名	班又は担当名
東部保健所	健康安全企画課	総務班、健康危機管理班
	衛生課	食品衛生・薬事班、生活衛生・環境班
	検査課	検査担当、診療放射線担当
	地域保健課	健康増進班、疾病対策班、食育栄養指導班
中部保健所	健康安全企画課	企画福祉班
	衛生課	衛生班
	健康安全企画課	企画福祉班
	地域保健課	衛生班
南部保健所	健康安全企画課	企画福祉班
	衛生課	食品衛生・薬事班、生活衛生・環境班
	健康安全企画課	企画福祉班
	地域保健課	健康増進班、疾病対策班
豊肥保健所	健康安全企画課	企画福祉班
	衛生課	食品衛生・薬事班、生活衛生・環境班
	健康安全企画課	企画福祉班
	地域保健課	健康増進班、疾病対策班、食育栄養指導班

西部保健所	健康安全企画課	総務班、企画福祉班
	衛生課	食品衛生・薬事班、生活衛生・環境班
北部保健所	地域保健課	健康増進班、疾病対策班
	健康安全企画課	総務班、企画福祉班
豊後高田保健部	衛生課	食品衛生・薬事班、生活衛生・環境班、検査担当
	地域保健課	健康増進班、疾病対策班、食育栄養指導担当
健康安全・衛生課		
地域保健課		

第六十三条の四第一項中「県民保健福祉センター」を「保健所」に改め、同条第二項中「センター」を「所」に改める。

第三章第七節を次のように改める。

第七節 削除

第六十四条から第六十四条の三まで 削除

第七十二条中「第十五条の二」を「第十二条第二項」に改める。

第七十二条の三中「所長」を「児童部長」に改める。

第九十七条の表以外の部分中「担当」を「班」に改め、同条の表を次のように改める。

課名	班名
庶務課	
検査課	検査第一班、検査第二班

第二百二十二条中「及び部長」を「、部長、教授、准教授及び講師」に改める。

第三百三十五条の二中「研究部」を「研修部」に改める。

第三百三十六条中「助教教授」を「准教授」に改める。

第百八十六条の表の佐伯土木事務所の項及び中津土木事務所の項中

東九州自動車道整備推進室

を

東九州自動車道整備推進室

用地第一班、用地第二班

に改める。

別表の総務部の部の県政情報課の款の次に次のように加える。

県政情報課
法務室

大分県公益認定等
審査会

一 公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五十一条において準用する同法第四十三条（第二項を除く。）の規定により諮問された公益認定の申請に対する処分等に係る事項に対する答申その他同法によりその権限に属せられた事項に関する事。

二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八条第二項において準用する同法第三十三条第二項、第三項（第三号を除く。）及び第四項の規定により諮問された公益社団法人への移行の認定の申請に対する処分等に係る事項に対する答申その他同法によりその権限に属せられた事項に関する事。

別表の福祉保健部の部の福祉保健企画課の款中「県民保健福祉センター等」を「保健所」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十五号

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

一部を改正する規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五号）の一部を次のように改正する。

本則中第十一号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県国民宿舎等利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十六号

大分県国民宿舎等利用規則の一部を改正する規則

大分県国民宿舎等利用規則（昭和四十三年大分県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 入湯 午前十一時から午後四時まで

附則

この条例は、公布の日から施行する。

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十七号

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正）

第一条 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（昭和三十二年大分県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「県民保健福祉センター、」を削る。

別表第五の県民保健福祉センター及び保健所の項中「県民保健福祉センター及び」を削る。

（大分県税条例施行規則の一部改正）

第二条 大分県税条例施行規則（昭和二十五年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五十七号様式の五の二中「~~温泉法~~」を削る。

（温泉法及び大分県温泉法施行条例の施行に関する規則の一部改正）

第三条 温泉法及び大分県温泉法施行条例の施行に関する規則（平成十二年大分県規則第六

十五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「県民保健福祉センター又は保健所の長」を「保健所長」に改める。

第二十六号様式及び第二十七号様式中「~~温泉法~~」を

「~~温泉法~~」に改める。

（衛生関係使用料及び手数料徴収取扱規則の一部改正）

第四条 衛生関係使用料及び手数料徴収取扱規則（昭和三十五年大分県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「県民保健福祉センター若しくは保健所の長」を「保健所長」に改め、同号イ中「県民保健福祉センター及び」を削る。

（生活保護法施行細則の一部改正）

第五条 生活保護法施行細則（平成十二年大分県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「県民保健福祉センター地域福祉室長」を「保健所地域福祉室長」に改める。

第三条第二項中「県民保健福祉センター地域福祉室」を「保健所地域福祉室」に改める。

第二号様式中「~~温泉法~~」を「~~温泉法~~」に改める。

第十二号様式中「~~温泉法~~」を「~~温泉法~~」に改める。

第十三号様式中「~~温泉法~~」を「~~温泉法~~」に改める。

第十四号様式、第十五号様式、第十七号様式、第十八号様式、第二十号様式から第二十六号様式までの規定及び第三十二号様式中「~~温泉法~~」を「~~温泉法~~」に改める。

（医療法施行細則の一部改正）

第六条 医療法施行細則（平成八年大分県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中「県民保健福祉センター所長又は」を削る。

（母子保健法施行細則の一部改正）

第七条 母子保健法施行細則（昭和四十四年大分県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「県民保健福祉センター又は保健所の長」を「保健所長」に改める。

第一号様式及び第二号様式中 「県民保健福祉センター所長」を「保健所長」に改める。

第四号様式中 「県民保健福祉センター」を「保健所」に改める。

第十二号様式中 「県民保健福祉センター所長」を「保健所長」に改める。

（健康増進法施行細則の一部改正）

第八条 健康増進法施行細則（平成十五年大分県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「県民保健福祉センター又は保健所の長」を「保健所長」に改める。

第五号様式中「荷重平均栄養所要量」を「食事摂取基準」に改め、

「県民保健福祉センター」を「保健所」に改める。

（児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部改正）

第九条 児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和四十二年大分県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「県民保健福祉センター地域福祉室長」を「保健所地域福祉室長」に改める。

第一号様式、第六号様式及び第七号様式中「児童福祉センター児童相談室長」を「保健所地域福祉室長」に改める。

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第十条 児童福祉法施行細則（昭和六十二年大分県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「県民保健福祉センター又は」を削る。

第四号様式中「県民保健福祉センター地域福祉室長」を「保健所地域福祉室長」に改める。

第四号様式の二中「県民保健福祉センター地域福祉室長」を「保健所地域福祉室長」に改める。

第四号様式の三から第四号様式の五までの規定中「県民保健福祉センター地域福祉室長」を「保健所地域福祉室長」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正）

第十一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和四十一年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十六号様式の二中「児童福祉センター」を削る。

（青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部改正）

第十二条 青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和四十一年大分県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三号中「県民保健福祉センター又は」を削る。

（狂犬病予防法施行細則の一部改正）

第十三条 狂犬病予防法施行細則（昭和二十六年大分県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四号様式及び第五号様式中 「県民保健福祉センター所長」を「保健所長」に改める。

（と畜場法施行細則の一部改正）

第十四条 と畜場法施行細則（昭和二十八年大分県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「県民保健福祉センター又は保健所の長（以下「県民保健福祉センター等の長」という。）を「保健所長」に改め、同条第二項中「県民保健福祉センター等の長」を「保健所長」に改める。

（クリーニング業法施行細則の一部改正）

第十五条 クリーニング業法施行細則（昭和四十年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「県民保健福祉センター又は保健所の長」を「保健所長」に改める。

（製菓衛生師法施行細則の一部改正）

第十六条 製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年大分県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「県民保健福祉センター又は保健所の長」を「保健所長」に改める。

（化製場等に関する法律の施行に関する規則の一部改正）

第十七条 化製場等に関する法律の施行に関する規則（昭和五十九年大分県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「県民保健福祉センター又は保健所の長（以下「県民保健福祉センター等の長」という。）を「保健所長」に改め、同条第二項中「県民保健福祉センター等の長」を「保健所長」に改める。

第十二号様式中 「**県民保健福祉センター所長**」を「**保健所長**」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第十八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成四年大分県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「**県民保健福祉センター又は保健所の長**」を「**保健所長**」に改める。

第七号様式、第九号様式及び第十一号様式中 「**県民保健福祉センター所長**」を「**保健所長**」に改める。

(牛海綿状脳症対策特別措置法第七条第二項の許可に関する規則の一部改正)

第十九条 牛海綿状脳症対策特別措置法第七条第二項の許可に関する規則(平成十四年大分県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「**県民保健福祉センター若しくは保健所の長**(以下「**県民保健福祉センター等の長**」という。)」を「**保健所長**」に改め、同条第二項中「**県民保健福祉センター等の長**」を「**保健所長**」に改める。

(大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第二十条 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則(平成十八年大分県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「**県民保健福祉センター所長又は**」を削る。

(浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第二十一条 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年大分県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「**県民保健福祉センター所長又は**」を削る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

第二十二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成四年大分県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第八条中「**県民保健福祉センター又は保健所の長**」を「**保健所長**」に改める。

(大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の一部改正)

第二十三条 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則(平成十七年大分県規則第一百十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第五号様式まで及び第十一号様式から第十四号様式までの規定中「**県民保健福祉センター又は**」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県立工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十八号

大分県立工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則

大分県立工科短期大学校管理規則(平成九年大分県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「**定員及び在学年限**」を「**システム系、コース、定員及び在学年限**」に改める。
「**第一節 定員及び在学年限**」を「**第一節 システム系、コース、定員及び在学年限**」に改める。

第二条を次のように改める。
(システム系、コース及び定員)

第二条 学科に置くシステム系及びコース並びに学生定員は、次のとおりとする。

学 科	シ ス テ ム 系	コ ー ス	学 生 定 員	
			入 学 定 員	総 定 員
生産技術科	機械システム系	デジタルメカエンジニアコース 金型エンジニアコース	三四人	六八人
制御技術科	機械システム系	自動化システムエンジニアコース	一二人	二四人
電子技術科	電子システム系	電子回路エンジニアコース コンピュータ制御エンジニアコース	二四人	四八人
住居環境科	建築システム系	プランナーコース 施工管理エンジニアコース	一〇人	二〇人

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大分県立工科短期大学校管理規則の規定は、平成十九年度以降に入学した学生について適用する。

大分県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第三十九号

大分県漁業調整規則の一部を改正する規則

大分県漁業調整規則（昭和四十二年大分県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
第三条中「掲げる」を「規定する」に改める。
第七条を次のように改める。

（漁業の許可）

第七条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第一号から第三号まで及び第十五号に規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第四号、第七号、第九号、第十号及び第十三号に規定する漁業にあつては、漁業法第八条第一項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

一 機船船びき網（瀬戸内海（漁業法第一百十条第二項に規定する瀬戸内海をいう。以下同じ。）においては、総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。以下「機船船びき網漁業」という。）

二 ごち網（動力漁船を使用するものに限る。以下「ごち網漁業」という。）
三 小型まき網（あぐり網、きんちやく網、中高網及びしぼり網を使用するものであつて、総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。以下「小型まき網漁業」という。）

四 四そう張り網（以下「四そう張り網漁業」という。）
五 棒受け網（いわし、あじ又はさばを目的とするものに限る。以下「棒受け網漁業」という。）

六 さし網（次号に掲げる漁業の方法を除く。以下「さし網漁業」という。）

七 固定式さし網（以下「固定式さし網漁業」という。）

八 はえなわ（動力漁船を使用し、たい、はも又はふぐを目的とするものに限る。以下「はえなわ漁業」という。）

九 たこつば（瀬戸内海において操業するものに限る。以下「たこつば漁業」という。）
十 かご（いか又はかにを目的とするものに限る。以下「かご漁業」という。）

十一 しいらづけ（以下「しいらづけ漁業」という。）
十二 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。以下「潜水器漁業」という。）
十三 袋待網（以下「袋待網漁業」という。）
十四 たいらぎこぎ（以下「たいらぎこぎ漁業」という。）
十五 押網（網具を直接的に船体に固定し、船と網具との一体的な移動により水産動物を採捕する漁業の方法をいう。以下「押網漁業」という。）
第八条第一項中「第十六号に掲げる」を「第十五号に規定する」に改める。
第二十五条第一項中「第七条各号に掲げる」を「第七条各号に規定する」に改める。
第三十八条を次のように改める。

（漁業の禁止）

第三十八条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、営んではならない。

- 一 沖縄式追込網（瀬戸内海においてするものを除く。）
 - 二 かます追込網
 - 三 たたき網
 - 四 からつりなわ
 - 五 からつりこぎ（瀬戸内海においてするもの及び第七条第十四号に掲げる漁業の方法を除く。）
 - 六 がたます網（身網の設置場所が最低低潮時水深二メートルより浅い所に設置するものに限る。）
- 第四十二条の表を次のように改める。

漁業種類	禁止区域
一 火光を利用する網漁業	(一) 大分市青崎鼻から零度（磁針方位による。以下同じ。）の線と同市踊鼻から零度の線との間における最大高潮時海岸線から四千メートルの距離の線以内の海域 (二) 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト及びチの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 大分市うちをばえ ロ 同市高島西端 ハ 同市高島東端 ニ 葛島東端と臼杵市板知屋みちが鼻とを結んだ線と同市殿ヶばえと同市津久見島頂上とを結んだ線との交点

	<p>ホ 殿ヶばえと白杵市板知屋天神鼻とを結んだ線と同市中津浦貝来鼻と 同市坪江大石とを結んだ線との交点</p> <p>ヘ 貝来鼻と大石とを結んだ線と白杵市津久見島うのくそばえと同市大 泊観音崎とを結んだ線との交点</p> <p>ト 津久見島うのくそばえ</p> <p>チ 白杵市ヤケガ鼻</p> <p>(三) 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ及びトの各点を順次に結んだ線以内の海 域</p> <p>イ 津久見市楠屋崎南端</p> <p>ロ 同市黒岩頂上</p> <p>ハ 同市黒島東端と同市日代赤崎鼻とを結んだ線上黒島東端から七百メ ートルの点</p> <p>ニ 黒島畑ヶ尻と津久見市横浦鼻とを結んだ線上黒島畑ヶ尻から七百メ ートルの点</p> <p>ホ 横浦鼻と黒島畑ヶ尻とを結んだ線上横浦鼻から七百メートルの点</p> <p>ヘ 横浦鼻と津久見市千怒崎灯台とを結んだ線上横浦鼻から七百メー トルの点</p> <p>ト 千怒崎灯台</p> <p>(四) 次のイ、ロ、ハ及びニの各点を順次に結んだ線以内の海域</p> <p>イ 津久見市四浦観音崎</p> <p>ロ 同市白子島頂上</p> <p>ハ 同市貴船島頂上</p> <p>ニ 同市赤崎鼻</p> <p>(五) 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、 ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ、ク、ヤ、マ、ケ、フ、 コ、エ、テ、ア、サ及びキの各点を順次に結んだ線以内の海域</p> <p>イ 津久見市四浦高井鼻</p> <p>ロ 同市高井島頂上</p> <p>ハ 同市保戸島頂上</p> <p>ニ 保戸島北端</p> <p>ホ 保戸島高甲岩</p> <p>へ 高甲岩と津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点と を結んだ線と保戸島ともうちばえと佐伯市鶴見先ノ瀬頂上とを結んだ 線との交点</p> <p>ト 保戸島ともうちばえ</p> <p>チ 佐伯市上浦浦戸崎から九十度千メートルの点</p> <p>リ 浦戸崎から百八十度千メートルの点</p> <p>ヌ 同市上浦唐船鼻と同市竹ヶ島とを結んだ線上唐船鼻から千メー トルの点</p>	<p>二 小型機船底 びき網漁業 （家用用餌料 びき網漁業を 除く。）</p>	<p>ル 唐船鼻と竹ヶ島とを結んだ線上唐船鼻から千メートルの点と佐伯市 上浦平浦鼻とを結んだ線と同市上浦と同市大字二栄との境界立岩から 九十度千メートルの点と同市上浦中瀬とを結んだ線との交点</p> <p>ヲ 立岩から九十度千メートルの点</p> <p>ワ 佐伯市官島頂上</p> <p>カ 同市大入島唐船鼻</p> <p>ヨ 同市片白島頂上</p> <p>タ 同市とうどう島頂上</p> <p>レ とうどう島頂上と佐伯市鼻面鼻とを結んだ線と同市鶴見三栗島頂上 と同市佐伯港灯台とを結んだ線との交点</p> <p>ソ 三栗島頂上</p> <p>ツ 佐伯市鶴見八島頂上</p> <p>ネ 同市鶴見野崎鼻</p> <p>ナ 同市鶴見切の鼻</p> <p>ラ 同市鶴見白崎</p> <p>ム 同市鶴見矢石鼻</p> <p>ウ 矢石鼻と同市鶴見合の瀬とを結んだ線と同市鶴見羽出の鼻と同市鶴 見外字土島頂上とを結んだ線との交点</p> <p>ノ 外字土島頂上</p> <p>ク 佐伯市鶴見高手島頂上</p> <p>ヤ 同市鶴見先ノ瀬頂上</p> <p>マ 同市鶴見崎</p> <p>ケ 同市米水津横島北端</p> <p>フ 同市米水津押出の鼻</p> <p>コ 同市きしめ鼻</p> <p>エ 同市蒲江芹崎</p> <p>テ 同市蒲江三つ子島南端</p> <p>ア 同市蒲江屋形島東南端チンバチばえ</p> <p>サ 同市蒲江名護屋鼻</p> <p>キ 大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点</p>
	<p>次のイ、ロ及びハの各点を順次に結んだ線とハからニに至る間において は、姫島の最大高潮時海岸線から八千メートルの距離の線とニ及びホの点 を結んだ線とホからへに至る間においては、東国東郡の最大高潮時海岸線 （姫島周辺にあつては、姫島の最大高潮時海岸線）から一万メートルの距 離の線並びにへ及びトの点を順次に結んだ線以内の海域</p> <p>イ 豊後高田市と東国東郡との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>ロ 豊後高田市と東国東郡との最大高潮時海岸線における境界点から三百</p>		

五十度の線と次の(イ)の点と(ロ)の点とを結んだ線との交点
 (イ) 東国東郡国見町琵琶崎と山口県宇部市宇部岬漁港防波堤灯標とを結んだ線と豊後高田市高田港灯台と山口県防府市佐波島頂上とを結んだ線との交点
 (ロ) 東国東郡国見町伊美崎と山口県吉敷郡秋徳町竹島頂上とを結んだ線と宇佐市長洲港灯標と山口県防府市野島南端とを結んだ線との交点
 ハ 東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から八千メートルの距離の線と(イ)の点と(ロ)の点とを結んだ線の延長線との交点
 ニ 東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から八千メートルの距離の線と東国東郡姫島灯台と山口県熊毛郡小祝島西端とを結んだ線との交点
 ホ 東国東郡姫島の最大高潮時海岸線から一万メートルの距離の線と東国東郡姫島灯台と山口県熊毛郡小祝島西端とを結んだ線との交点
 ヘ 東国東郡国東町黒津鼻と山口県熊毛郡上関町八島南端とを結んだ線上黒津鼻における最大高潮時海岸線から一万メートルの点
 ト 黒津鼻

第四十三条及び第四十四条を削り、第四十四条の二中「はえなわ漁業」を「はえなわによる漁業」に改め、同条に次のただし書を加え、同条を第四十三条とする。

ただし、第七条に規定するはえなわ漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

第四十四条の三を第四十四条とする。

第六十条第一項第一号中「第七条、」を削り、「第三十五条から第四十六条まで」を「第三十五条から第三十七条まで、第三十九条から第四十六条まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大分県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）の規定によりされた許可その他の処分であつて、この規則の施行の際、現にその効力を有するものは、改正後の大分県漁業調整規則（以下「新規則」という。）の相当規定によりされた処分とみなす。

3 前項の規定により、新規則の相当規定によりされたものとみなされる許可の有効期間は、従前の許可の残存期間とする。

4 第二項の規定により、新規則の相当規定によりされたものとみなされる許可の内容に係る旧規則第四十二条、第四十三条、第四十四条及び第四十四条の二の規定については、前項の規定による当該許可の有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

5 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第一項の規定による許可であつて、この規則の施行の際、現に有効なものの内容に係る旧規則第四十二条、第四十三条、第四十四条及び第四十四条の二の規定については、当該許可の有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

6 旧規則の規定に基づいてなされた申請、届出等の行為であつて、新規則の施行の際、現に有効に行われているものについては、新規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

7 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。